

# 阪南市強靱化地域計画の進捗状況

～災害に負けない強くしなやかな地域を目指して～

令和5年6月

阪南市

## 1 計画の進捗管理について

- 「阪南市強靱化地域計画」は、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものとして策定したものです。
  
- 本計画については、41の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための施策の進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより進捗管理を行います。なお、個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理を行うこととしています。
  
- 41の「起きてはならない最悪の事態」ごとの令和3年度末時点での進捗状況は、各進捗管理シートのとおりであり、市の強靱化に向けた施策は、概ね計画どおり進んでいます

### 各シートの進捗状況凡例

- …継続
- ◆…新規
- …完了

## 2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の進捗状況について

○本市における41項目の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次のように194項目に及ぶ個別施策を推進しております。

○各施策の「令和4年度末時点の現状」及び「令和5年度以降の主な目標」を「起きてはならない最悪の事態」ごとにとりまとめました。

起きてはならない最悪の事態		項目	ページ
1-1	市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	①～⑰	5
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	①～⑦	12
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	①～⑪	15
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	①～④	20
1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	①～⑧	23
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等死傷者の発生	①～⑰	25
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①～⑨	31
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①～④	35
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①～⑤	36
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①～②	37
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足	①～②	38
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①～⑤	38
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①～⑥	39
3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	①～②	41
3-2	市役所機能の機能不全	①～⑦	41
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①	44
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	①～②	45
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	①～③	45
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	①～②	46
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	①～②	47
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	①	47

5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	①～②	4 8
5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	①	4 8
5-6	食料等の安定供給の停滞	①	4 8
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	①～②	4 9
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①～②	4 9
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①～⑤	4 9
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①～⑤	5 0
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶	①	5 0
7-1	市街地での大規模火災の発生	①～③	5 1
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	①～⑦	5 1
7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	①～③	5 2
7-4	ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	①～④	5 2
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	①～③	5 2
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①	5 3
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	①	5 3
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①	5 4
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～②	5 4
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑮	5 5
8-4	鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑦	6 1
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①～⑪	6 2

(事前に備えるべき目標)

## 1. 発災時・発災直後の直接死を最大限除く

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-1. 市内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

施策番号	1-1 ①	担当課	都市整備課
施策内容	防火地域等の指定促進		
取組み	・都市の不燃化を促進するため、建ぺい率60%以上の地域で防火、準防火地域の指定を進め、不燃化を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023~2029年度 (令和5~11年度)	
○尾崎駅周辺の近隣商業地域の一部と桃の木台地区の近隣商業地域を準防火地域に指定。防火地域の指定はない		⇒	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市都市計画マスタープラン</li> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・大阪府強靱化地域計画 1-1②</li> </ul>	

施策番号	1-1 ②	担当課	危機管理課・河川農水課
施策内容	消防用水の確保対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを大阪府と連携して取り組む。</li> <li>・ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用、耐震性防火水槽の整備促進。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023~2029年度 (令和5~11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定締結0件</li> <li>●市内防火水槽113箇所 (R3年)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定の締結促進</li> <li>●耐震性防火水槽の整備</li> </ul>	
関連計画		・大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

施策番号	1-1 ③	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	防災農地の登録		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、大阪府と連携し、「防災農地（注）」の登録を促進する。</li> </ul> <p>(注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○防災農地の登録推進		○大阪府と連携して、防災農地の登録促進	
関連計画			

施策番号	1-1 ④	担当課	各施設所管課
施策内容	市有建築物の耐震化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市業務の継続性を確保するため「阪南市耐震改修促進計画」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ耐震化対策を実施する。</li> <li>地震発生時にも起こりうる火災発生について、的確な避難行動につなげるため、地域利用者において自衛消防訓練を実施する</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○現状の耐震化率の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に重要な機能を果たす建築物 60% (H28年度)</li> <li>市有建築物全体 69.3% (H28年度)</li> </ul> ○自衛消防訓練の未実施施設がある ○市内43か所にある住民センターの内、17か所は新耐震基準に適合しているが、26か所は旧耐震基準となっている ○給食センターは、設置してから37年が経過し、その間、大規模な建物改修を実施しないことからかなり老朽化が進行している。		○老朽化等による建替え又は改修について、その手法や用地の選定等、総合的に調査研究を行う。 ○阪南市公共施設等総合管理計画を踏まえた耐震化の促進 ○災害発生時を想定した自衛消防訓練の実施 ○基金を活用した耐震改修	
関連計画		・阪南市公共施設等総合管理計画	

施策番号	1-1 ⑤	担当課	都市整備課
施策内容	民間住宅・建築物の耐震化の促進		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「阪南市耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～H37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。（住宅・建築物安全ストック形成事業）</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅 77.7% (平成28年推計値)</li> <li>多数の者が利用する建築物 90.0% (平成28年)</li> <li>危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 66.7% (平成28年)</li> <li>緊急輸送路等を閉塞させるおそれのある建築物 90.6% (平成28年)</li> </ul>		○耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅 (90%)</li> <li>特定既存耐震不適格建築物 (民間) (95%)</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>阪南市耐震改修促進計画</li> </ul>	

施策番号	1-1 ⑥	担当課	危機管理課・都市整備課
施策内容	住宅の液状化対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口が設置されていることから、本市は、民間住宅・建築物の所有者が液状化対策の重要性を理解し、取組みが進められるよう、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発を進める</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市総合防災マップに記載 (R3年度)		○新たな知見による更新があった場合、市民へ周知する	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>阪南市地域防災計画</li> <li>大阪府強靱化地域計画 1-1②</li> </ul>	

施策番号	1-1 ⑦	担当課	都市整備課
施策内容	災害に強い良質なマンション整備		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため「大阪府防災力強化マンション認定制度」などを周知する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
		○「大阪府防災力強化マンション認定制度」の周知	
関連計画		・大阪府強靱化地域計画 1-1⑨	

施策番号	1-1 ⑧	担当課	危機管理課・道路公園課・河川農水課・下水道課
施策内容	総合防災マップの改訂(支援・活用)		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及びあらゆる災害の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、危機管理課がH27年度に作成した総合防災マップの改訂を行い、情報共有を行う。またそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。</li> <li>・総合防災マップの中で、排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水を対象とした内水想定区域に特化したハザードマップの作成を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合防災マップの作成(R3年度)</li> <li>○総合防災マップを用いた防災講座の実施</li> <li>●内水ハザードマップの作成(令和4年度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○改訂された総合防災マップの周知及びマップを活用した避難訓練の実施</li> <li>○改訂された総合防災マップのハザード情報を基に要配慮者施設避難確保計画の作成支援</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市 総合防災マップ</li> </ul>	



施策番号	1-1 ⑨	担当課	危機管理課
施策内容	消防団の活動強化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の機能強化を図るため消防車両・小型ポンプ・無線などの防災資機材や安全確保装備の充実強化を進める。</li> <li>・消防団活動への市民理解の促進と自治会・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。</li> <li>・今後より大きな役割が期待される女性消防団員の加入促進を図る。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団員105人 (R4年)</li> <li>○女性消防団員 (8人の女性団員を採用)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の装備等の充実 (R5)</li> <li>○女性消防団員の採用 (引続き継続的に採用する)</li> <li>○消防団員の救命処置等の受講</li> <li>○自治会・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施</li> </ul>	
関連計画			

施策番号	1-1 ⑩	担当課	市民福祉課・危機管理課
施策内容	「避難行動要支援者」支援の充実		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、平成22年3月に災害時要援護者支援マニュアルを作成した。</li> <li>・平成23年9月に公民協働で災害時要援護者支援連絡調整会議を設置し、要援護者の情報伝達や情報の共有等の議論を重ね、平成26年3月に災害時要援護者支援マニュアルを改訂し、要援護者及びその支援者向けに災害時要援護者支援プランを作成した。</li> <li>・毎年度、地域の高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」更新作業を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度に災害時要援護者支援マニュアルを作成、平成23年度に災害時要援護者支援連絡調整会議を設置、平成25年度に災害時要援護者支援プランを作成</li> <li>○平成25年度末に高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年度、名簿の更新を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障がい者等の要援護者の「避難行動要支援者名簿」作業の継続</li> <li>○避難確保計画の作成促進</li> <li>○避難行動要支援者や災害時配慮者施設職員を対象とした防災訓練の実施</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画</li> <li>・阪南市障がい者基本計画</li> </ul>	

施策番号	1-1 ⑪	担当課	危機管理課
施策内容	在住外国人への防災情報の提供		
取組み	・地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、ハザードマップの多言語化の充実など在住外国人にわかりやすい防災情報を市町村ホームページにて掲載していく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○総合防災マップの多言語版を市HPにて掲載(5か国分)		○総合防災マップの改訂に伴い、多言語版も更新を行っていく	
関連計画		・阪南市総合防災マップ	

施策番号	1-1 ⑫	担当課	生涯学習推進室
施策内容	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発		
取組み	・文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 ・地震発生時に人的被害を軽減するため、文化財所有者等に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●「重要文化財(建造物)波太神社 本殿、末社三神社本殿の地震に対する対処方針」の作成(H31年度) ○重要文化財(建造物)指定文化財管理(防災設備保守点検)費の助成(例年) ○防災訓練の実施(例年)		○所有者等において災害や盗難等に対するリスク把握、対処方針作成の促進 ○文化財防火デー等における消火・避難訓練の実施	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-1 ⑬	担当課	都市整備課・危機管理課
施策内容	鉄道施設の防災対策		
取組み	・本市は国、大阪府と連携を図り、地震発生時に人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、鉄道事業者に鉄道施設等の耐震化を働きかける。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○鉄道事業者と協議し、鉄道施設等の耐震化を推進する	
関連計画		・大阪府強靱化地域計画 1-1⑮	

施策番号	1-1 ⑭	担当課	都市整備課
施策内容	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備		
取組み	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○市職員における被災建築物応急危険度判定士登録者・被災宅地危険度判定士登録者の確保		⇒	
関連計画		・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 1-1⑯	

施策番号	1-1 ⑮	担当課	危機管理課
施策内容	救命救急士の養成・能力向上		
取組み	・地震発生時に、救急救命活動を的確に行う体制を強化するため泉州南消防組合と連携を行っていく		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○救急救命活動を的確に行う体制を強化するため泉州南消防組合に働きかけていく	
関連計画			

施策番号	1-1 ⑯	担当課	都市整備課
施策内容	大規模盛土造成地マップの公表		
取組み	・ 普段から居住する宅地の状況を知り、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、公表されている市内の大規模盛土造成地マップの周知を行うとともに、宅地防災パトロールなどを実施する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールの実施		●大規模盛土造成地の造成年代調査 ○第1.5次スクリーニング調査実施 ○第2次スクリーニング調査実施 ○耐震化工事実施	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画 ・ 大阪府強靱化地域計画 1-1⑱	

施策番号	1-1 ⑰	担当課	都市整備課
施策内容	空家等対策の推進		
取組み	・ 管理不全の空家等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐため、「阪南市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正管理や除却、空家等の有効活用を促進するとともに、老朽危険空家等の特定空家等への適切な措置を推進します。(住宅地区改良事業等「空き家再生等推進事業」)		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市空家等対策協議会の設置・運営 ○阪南市空家等庁内調整会議の設置・運営 ○阪南市空家等対策計画の策定(平成29年4月)、計画に基づく空家等対策の実施 ●阪南市空家等対策計画の改定(令和4年3月31日)		○改定された阪南市空家等対策計画に基づく空家等対策の実施	
関連計画		阪南市空家等対策計画(令和4年3月) 大阪府強靱化地域計画Ⅱ-1-1⑱(平成28年3月)	

## 1-2. 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

① 市有建築物の耐震化 ※取組内容は1-1④に記載

施策番号	1-2 ②	担当課	教育総務課・こども政策課
施策内容	学校の耐震化		
取組み	<p>○文部科学省公立学校施設の耐震改修状況調査対象建物のうち統合により閉校する校舎以外の耐震化は、平成27年度末に完了している。</p> <p>○文部科学省調査対象外の小規模建物の幼稚園園舎の耐震化などに取り組んでいる。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<p>●耐震化率(文部科学省公立学校施設の耐震改修状況調査対象 非木造2階建以上又は延床面積200㎡以上・木造3階以上又は延床面積500㎡以上) 小学校100% (R2.4) 中学校100% (R2.4) 幼稚園 100% (R2.4) 令和2年度に上記以外の小規模園舎の耐震化が完了し計画はすべて完了。</p>		校舎・体育館・園舎の耐震化は完了	
関連計画			

施策番号	1-2 ③	担当課	市民福祉課・介護保険課・健康増進課 こども政策課・こども支援課
施策内容	病院・社会福祉施設の耐震化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「阪南市耐震改修促進計画」を平成28年度に改定し、本市の耐震化対策を推進している。また、本市では、さらなる建築物の耐震化を促進するため、平成31年度に「阪南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定した。</li> <li>・公設の「さつき園・まつのき園」（障がい者施設）が福祉避難所の指定となっており、耐震対策を検討していく。</li> <li>・指定管理の「たんばぼ園」（障害児施設）の耐震診断を実施する。</li> <li>・介護施設の耐震化に向けて地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金制度の周知を図る。</li> <li>・地震等発生時に子どもの安全確保と施設の被害を軽減するために阪南市総合計画、阪南市公共施設等総合管理計画、及び阪南市子育て拠点再構築方針に基づき施設整備を進める。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○公設民営にて、障がい福祉サービスを提供しており、施設に関する耐震化は進んでいない</li> <li>○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金制度を周知した。</li> <li>○市町村災害医療センター(阪南市民病院)耐震化済</li> <li>○市立の児童福祉施設及び障害児通所施設のうち新耐震基準を満たす割合 75% (3所/4所中)</li> <li>●子育て支援施設中、耐震診断未実施であった子育て総合支援センターは令和2から3年度に耐震診断を実施した。</li> <li>●既存不適格とされていた子育て総合支援センターのブロック塀を目隠しフェンスへ改修工事を実施し完了した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国及び大阪府の目標である耐震化率に近づくよう、耐震化の促進を図っていく</li> <li>○老朽化・耐震化の状況を見極め、交付金の活用を周知し、緊急性の高い社会福祉施設に耐震化の整備を促す</li> <li>○施設の設置状況を見定めながら、新築・移転等の措置を講ずるとともに、老朽化対策を含めた施設整備を進める。令和5年度以降に石田保育所と下荘保育所の統合により施設整備を進める予定</li> <li>○子育て総合支援センターは公共施設等の取扱い方針で継続して使用する施設とされたため、既存不適格と指摘されていた施設のブロック塀について令和4年度、改修工事を実施する。</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市耐震改修促進計画</li> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市総合計画</li> <li>・阪南市公共施設等総合管理計画</li> <li>・阪南市子育て拠点再構築方針</li> </ul>	

④ 民間住宅・建築物の耐震化の促進 ※取組内容は1-1⑤に記載

⑤ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容は1-1⑫に記載

⑥ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

※取組内容は1-1⑭に記載

施策番号	1-2 ⑦	担当課	教育総務課
施策内容	学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備		
取組み	・近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また南海トラフ地震や直下型地震等の発生も切迫していることに鑑み、学校施設の老朽対策・防災機能強化等の整備を進める。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●設計業務完了(R5年度)		◆文部科学省が促進する防災・減災に関する国土強靱化関連事業として令和5年度から鳥取東中学校の校舎のトイレ改修を進める。	
関連計画		阪南市学校施設長寿命化個別計画	

### 1-3. 大規模津波等による多数の死者の発生

施策番号	1-3 ①	担当課	河川農水課
施策内容	防潮堤の津波浸水対策		
取 組	・南海トラフ地震発生に伴う液状化により、堤防が沈下することによる津波浸水被害の拡大を防ぐため、事業主体である大阪府と連携し、防潮堤の液状化対策及び耐震化を推進する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○要対策延長全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ②	担当課	河川農水課
施策内容	樋門・門扉の耐震化等		
取組み	・南海トラフ地震発生に伴う液状化や揺れにより、樋門・門扉等が機能せず津波浸水被害の拡大を防ぐため、事業主体である大阪府と連携し、樋門・門扉等の耐震化を推進する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○要対策樋門・門扉全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ③	担当課	河川農水課
施策内容	樋門機能の高度化		
取組み	・大阪府沿岸部に設置されている水門は、全て高潮対策用に建設されたものであるため、操作開始から閉鎖完了までに時間を要する。一方、南海トラフ地震で発生する津波は、地震発生後、約70分で阪南市域に到達するため、津波到達までに樋門・門扉の閉鎖が間に合わない恐れがあることから、津波で閉鎖する樋門・門扉について、必要な操作員の確保と併せて、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、事業主体である大阪府と連携し、遠隔操作化や自動化を推進する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○要対策樋門・門扉全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ④	担当課	危機管理課
施策内容	津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達		
取組み	・津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市避難情報の判断・伝達マニュアルの改訂 (令和4年4月)		○避難指示等の判断・伝達マニュアルを基にした防災訓練の実施 ○国・府の動向を注視し、随時改訂を行っていく	
関連計画		・地域防災計画	

⑤ 総合防災マップの改訂(支援・活用) ※取組内容は1-1⑧に記載



施策番号	1-3 ⑥	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	堤外地の事業所の津波避難対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波発生時に、堤外地（注）にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を大阪府と連携し働きかける。</li> </ul> <p>（注）堤外地：防潮堤よりも海側の土地のこと。</p>		
現状 （令和5年3月31日時点）		目 標	
—		2023～2029年度 （令和5～11年度）	
		○対象となる事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を大阪府と連携し働きかける	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン18	

施策番号	1-3 ⑦	担当課	河川農水課・危機管理課
施策内容	船舶の津波対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を大阪府と連携し支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。</li> <li>・市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援する</li> </ul>		
現状 （令和5年3月31日時点）		目 標	
		2023～2029年度 （令和5～11年度）	
○市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者において対応マニュアルの策定</li> <li>○同マニュアルを活用した訓練への参画</li> <li>○市内3漁協の港内の維持管理、新港整備や狭隘道路拡幅に関する大阪府への要望活動を支援</li> </ul>	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン20	

施策番号	1-3 ⑧	担当課	危機管理課
施策内容	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援		
取組み	<p>・地域住民が連携・協力して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力を得、効率的に推進していく。災害対策基本法並びに市地域防災計画に定められており、防災活動においては市民協働の概念が不可欠となる。各組織が自主的に活動してもらえるように促進していく</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<p>○現在の自主防災組織数 26組織 (令和4年度末)</p> <p>○外部講師招へいによる防災講座 1回 (R3年度)</p> <p>○阪南市総合防災訓練へ参加 11組織 (R4年度)</p> <p>○危機管理課職員帯同による各自主防災組織の防災講座・防災訓練実施回数 7回 (R4年度)</p>		<p>○地域の自主防災組織活動の充実</p> <p>○各自主防災組織の自主的な防災訓練・防災会議の開催促進</p> <p>○コミュニティ助成等による、防災資器材の配布促進</p>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ⑨	担当課	河川農水課
施策内容	津波防御施設の閉鎖体制		
取組み	<p>・本市は、津波防御施設（樋門・門扉等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○大阪府と連携した訓練の実施 2回/年（1月、9月）		<p>○大阪府と連携した訓練の実施【継続】</p> <p>○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証及び見直し</p>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ⑩	担当課	河川農水課
施策内容	高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市としては、スーパー台風による高潮特別警報発令に伴い、防潮堤倒壊の可能性が指摘されたことで、施設管理者である大阪府に対し、対策を講じるよう働きかける。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○高潮特別警報による防潮堤倒壊対策を大阪府及び関係機関と協議		○要対策箇所全ての対策を完了	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	1-3 ⑪	担当課	河川農水課
施策内容	災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の再整備		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾崎港においては、昭和28年に旧港地区の係船護岸が築造されたが、現在では旧港内のコンクリートの老朽化が著しく、係船護岸に亀裂や腐食が見受けられ、一部が崩落したり、港内水深が確保できないことなど旧港の老朽化が著しい。災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての再整備が必要であり、港の沖出しによる新港の築造や狭隘である港内道路等を防災道路として拡幅整備することが必要であることから尾崎港旧港の再整備を要望する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度	
○港の沖出しによる新港の築造や狭隘である港内道路等を防災道路として拡幅整備することが必要な尾崎港旧港の再整備を要望する		○新港の築造や港内道路等を防災道路とした拡幅整備の完了	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

1-4. 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

施策番号	1-4 ①	担当課	危機管理課・河川農水課
施策内容	長期湛水の早期解消に向けた対		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後及び高潮発生後に、一部の地域では津波浸水及び高潮浸水による長期冠水の可能性があることから、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保や新設又はポンプ車等による排水等、長期冠水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○長期冠水への対応手順を大阪府及び関係機関と協議		○要対策箇所全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-4 ②	担当課	河川農水課・下水道課
施策内容	治水対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>男里川及び茶屋川については、大阪府に対して、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の着実な実施を促す。</li> <li>下水道については、下水道施設の適切な維持管理を推進しつつ、不明水対策に取り組むとともに、住民及び市町村の避難判断に資するため、下水道内水ハザードマップの作成に取り組む。</li> </ul> <p>不明水対策を進め、下水道の機能維持をはかる。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定雨量を大阪府及び関係機関と協議</li> <li>○大雨時に下水道から溢水する場合がある</li> <li>●内水浸水想定区域図（内水ハザードマップ）作成（令和4年度）</li> </ul>		○不明水対策の強化	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-4 ③	担当課	河川農水課・道路公園課・下水道課・こども政策課
施策内容	施設の老朽化対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、港湾、海岸、公園、などの都市基盤施設については、各施設の「長寿命化計画」に基づき、耐震化も含めた老朽化対策を進めていく。</li> <li>・公共下水道については、阪南市下水道事業ストックマネジメント計画などにもとづき、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築更新を行い、効率的な維持管理を実施する。また、財政状況を踏まえ、「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。</li> <li>・林道、農道、市管理ため池などの施設について、老朽化が進んでおり、効率的な維持管理を実施する。</li> <li>・下荘地区の土地を利活用することとし、旧下荘小学校跡地、または旧天神池を候補地として、石田保育所と下荘保育所を公立の認定こども園として統合する。</li> </ul>		
	現状 (令和5年3月31日時点)	目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R4.3 (更新) 阪南市道路舗装維持管理計画策定</li> <li>○R2.3 (更新) 阪南市橋梁長寿命化修繕計画策定</li> <li>○H28.3 阪南市公園施設長寿命化計画策定</li> <li>●阪南市下水道事業ストックマネジメント計画の策定(令和元年度)</li> <li>○昭和時代に開発された開発地の下水道施設を引継いだ箇所の老朽化が進行している。また、下水道工事の着手から、30年余り経ち、一部施設の老朽化が進みつつある</li> <li>○林道、農道、市管理ため池などの施設について、維持管理計画未策定</li> <li>○石田保育所 建築後46年経過</li> <li>○下荘保育所 建築後50年経過</li> </ul> <p>いずれの施設も耐震性能不足・老朽化の課題あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪南市河川長寿命化維持管理計画の策定</li> <li>○港湾、海岸の都市基盤整備については、管理者である大阪府に対して、耐震化も含めた老朽化対策を促す</li> <li>○阪南市下水道事業ストックマネジメント計画の策定(令和元年度)</li> <li>○ストックマネジメント計画に伴う各種調査(令和2年度)</li> <li>○林道、農道、市管理ため池などの施設について、維持管理計画を策定していく</li> <li>○尾崎保育所用地の売払いに向けた手続きを開始(令和3年度)</li> <li>○石田保育所と下荘保育所を公立の認定こども園として統合(令和5年度以降予定)</li> </ul>	
	関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市道路舗装維持管理計画</li> <li>・阪南市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・阪南市公園施設長寿命化計画</li> <li>・阪南市下水道事業ストックマネジメント計画</li> <li>・阪南市下水道長寿命化計画</li> <li>・阪南市子育て拠点再構築方針</li> </ul>	

施策番号	1-4 ④	担当課	下水道課
施策内容	下水道機能の早期確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の適切な維持管理を推進しつつ、不明水対策に取り組むとともに、住民及び市町村の避難判断に資するため、下水道内水ハザードマップの作成に取り組む。</li> <li>・不明水対策を進め、下水道の機能維持をはかる。都市基盤施設となる公共下水道については、阪南市下水道事業ストックマネジメント計画などにもとづき、施設の特性に応じた計画的かつ効果的な改築更新を行い、効率的な維持管理を実施する。</li> <li>・また、財政状況を踏まえ、「持続可能な維持管理の仕組み」を構築する。</li> <li>・ライフラインである下水道機能を早期回復し、下水道処理にあたる。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○未耐震化の下水道施設の把握</li> <li>○引継ぎを受けた旧コミプラ地域の下水道施設や市が施工した施設も老朽化が進みつつある</li> <li>○不明水対策の調査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪南市下水道事業ストックマネジメント計画に伴う各種調査及び改修</li> <li>○適切な維持管理（適宜）</li> <li>○早期機能確保のための訓練 等（適宜）</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市下水道事業ストックマネジメント計画</li> <li>・阪南市下水道BCP計画</li> </ul>	

1-5. 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

施策番号	1-5 ①	担当課	河川農水課
施策内容	ため池の防災・減災対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害から人命、財産を守るため、ため池や水路などの農業用施設の防災・減災対策を大阪府と連携し推進。</li> <li>・ 「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、大阪府による対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を大阪府と連携し実施する</li> <li>・ また、ソフト対策として、大阪府と連携し、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を進める。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府による耐震診断の実施 6箇所</li> <li>○ハザードマップ作成、2箇所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づく大阪府による耐震診断の実施</li> <li>○診断結果を踏まえ必要な耐震対策の計画的実施</li> <li>○ハザードマップ作成、住民周知及び活用</li> </ul>	
関連計画		・大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

② 治水対策 ※取組内容は1-4②に記載

施策番号	1-5 ③	担当課	河川農水課・都市整備課・危機管理課
施策内容	土砂災害対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府において、土砂災害発生リスクを周知するための土砂災害防止法に基づいた区域指定を進めており、残る区域の指定に伴い、本市民に周知を行う。</li> <li>・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進し被害の軽減・防止に努める。(住宅・建築物安全ストック形成事業)</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合防災マップなどを用いて、現在指定済み箇所の周知は完了</li> <li>●総合防災マップの改訂(R3年度)</li> </ul>		○要対策必要箇所全ての周知を完了	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪南市地域防災計画</li> <li>・ 大阪府強靱化地域計画 1-5③</li> </ul>	

施策番号	1-5 ④	担当課	河川農水課
施策内容	山地災害対策		
取組み	・保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、荒廃森林における間伐等の森林整備を大阪府と連携し計画的にすすめていく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市地域森林整備計画の更新		○保安林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等の、森林の防災機能を高めることを目的に、荒廃森林における間伐等の森林整備を大阪府と連携し計画的に進める	
関連計画		・大阪府地域森林計画 ・阪南市地域森林整備計画	

施策番号	1-5 ⑤	担当課	危機管理課
施策内容	風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達		
取組み	・津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂していく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市避難情報の判断・伝達マニュアルの改訂 (令和4年4月)		○避難指示等の判断・伝達マニュアルを基にした防災訓練の実施 ○国・府の動向を注視し、随時改訂を行っていく	
関連計画			

⑥ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載



施策番号	1-5 ⑦	担当課	下水道課
施策内容	下水道施設の耐震化等		
取組み	・市民生活に不可欠なライフラインである下水道の耐震化を進め、下水道機能の維持・向上をはかる。また、併せて、下水道施設の老朽化対策等にも取り組んでいく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○平成9年度に新しい耐震基準に改定され、避難箇所や緊急交通路に埋設・供用されている重要な汚水幹線約14kmのうち約2kmがこの基準を満たしており、残りの12kmは耐震診断が必要な状況		○下水道事業の動向を見極めつつ、年次的に下水道幹線を中心に、耐震化をはかる ○令和4年度に「阪南市下水道総合地震対策計画」を策定し、耐震化をはかる	
関連計画		・阪南市下水道事業ストックマネジメント計画 ・阪南市下水道長寿命化計画	

⑧ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

## 1-6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策 ※取組内容は1-5①に記載

② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 ※取組内容は1-3④に記載

③ 堤外地の事業所の津波避難対策 ※取組内容は1-3⑥に記載

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

※取組内容は1-3⑧に記載

施策番号	1-6 ⑤	担当課	学校教育課・こども家庭課
施策内容	学校・保育施設等における防災教育の徹底と避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに基づき、各学校園において学期に1回程度の避難訓練を実施し、災害時の具体的な対応等について学習を重ねるとともに、避難体制の充実を図っている。</li> <li>・災害の危難から子どもの生命を守り安全を確保し、また子どもに自分自身の身を守る意識を育むため、市立保育所において、計画的に避難訓練・防災訓練に取り組む。</li> <li>・災害時に備えて、各学校において保護者に協力いただき児童生徒の引き渡し訓練に取り組む。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練の実施</li> <li>○危機管理マニュアルの充実</li> <li>○市立保育所、幼稚園において定期的に避難訓練を実施 防災訓練は年1～2回実施</li> <li>○消防署と連携しての防災教育を実施 (R3～西鳥取小)</li> <li>◆消防署と連携しての防災教育を実施 (R4東鳥取小)</li> <li>◆防災センターの見学及び防災学習の活用 (R4 尾崎小、東鳥取小、上荘小)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災教育については、理科、社会科、国語科などのつながりを意識する教科横断的な視点や地域と協働する視点など、カリキュラム・マネジメントの推進によって、より効果的な取組とする</li> <li>○市立保育所、幼稚園において、計画的に避難訓練・防災訓練を実施する。また、他の市内教育・保育施設とも、防災・減災の認識を共有する</li> <li>◆西鳥取小学校、東鳥取小学校が実施している消防署と連携した防災教育を市内の学校に広めていけるよう検討を進める</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市総合計画</li> </ul>	

施策番号	1-6 ⑥	担当課	危機管理課・生涯学習推進室
施策内容	市民の防災意識の向上		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に市民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や訓練、市のHP等による広報を充実する。</li> <li>・防災関連の図書等を収集し、市民に貸し出す。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪南市総合防災訓練の実施 (令和5年1月)</li> <li>○外部講師による防災講座の実施 1回 (令和3年度)</li> <li>○市HP等の広報活動</li> <li>○防災関連図書等の収集・貸出</li> <li>●阪南市総合防災マップの再作成及び全戸配布を行う(R3・4年度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部講師による防災講座の定期開催</li> <li>○総合防災訓練の実施(R3年度)</li> <li>○市HPにて防災情報の充実化</li> <li>○図書館特集コーナー等の展示による啓発</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> </ul>	

施策番号	1-6 ⑦	担当課	危機管理課
施策内容	「逃げる」防災訓練等		
取組み	・地震発生時に、市民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・府や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、市民の防災意識の向上を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市総合防災訓練の実施 (令和5年1月) ○危機管理課職員帯同による各自主防災組織の防災講座・防災訓練実施回数 7回(R4年度)		○防災関係機関等と連携した総合防災訓練の実施 ○幅広い世代の市民を対象とした防災訓練の実施	
関連計画		・地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑧	担当課	危機管理課
施策内容	大阪880万人訓練の充実		
取組み	・地震発生時に、市民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の参加を毎年行い、的確な避難行動につなげる。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の参加 ○広報等にて大阪880万人訓練の周知啓発 ○緊急速報メールの配信訓練		○毎年の大阪880万人訓練の参加及び訓練内容の充実 ○防災関係機関との連動訓練の実施	
関連計画		・地域防災計画	

⑨ 「避難行動要支援者」支援の充実 ※取組内容は1-1⑩に記載

施策番号	1-6 ⑩	担当課	健康増進課
施策内容	医療施設の避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、火災、停電、台風時に職員及び入院患者等を生命の危機から守るべき行動基準（マニュアル）の作成と、避難訓練の実施を働きかける。</li> <li>・災害時医療センターとして、自治体・消防機関・他の医療機関と連携をとり災害医療体制を整えられるよう働きかける。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●阪南市民病院災害マニュアル (令和3年7月1日 改定)</li> <li>○火災訓練の実施：年2回</li> <li>○地震想定に対して机上訓練：年1回</li> <li>○災害時N T T優先電話2回線、公衆電話院内3台。保健所や市町村との情報伝達体制あるが電話回線のみ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害マニュアルの随時改訂</li> <li>○マニュアルに基づく火災訓練を継続実施</li> </ul>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑪	担当課	市民福祉課・介護保険課
施策内容	社会福祉施設の避難体制の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の通所施設利用者が、災害時に迅速かつ安全に避難等できるように、施設ごとに「災害対策マニュアル」の作成や避難訓練の実施を働きかける。</li> <li>・介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画を定めることとされている。保険者としても実地指導、運営推進会議において、避難訓練の実施状況を確認、また、避難訓練した結果を踏まえて、水害・土砂災害を含めて計画の見直しを行うよう指導、助言を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者（児）の通所施設について、年に数回、避難訓練（火災・地震・津波等を想定）を実施している</li> <li>○介護保険施設等は、実地指導、運営推進会議で避難訓練の実地状況、非常災害計画の内容を確認している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害対策マニュアル」の作成や継続的に避難訓練の実施をよびかける</li> <li>○介護保険施設等は、実地指導において、水害・土砂災害を含めての非常災害計画の見直しを行うよう指導する。併せて、避難確保の計画書も確認していく。</li> </ul>	
関連計画		・非常災害計画	

施策番号	1-6 ⑫	担当課	危機管理課
施策内容	防災情報の収集・伝達		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になると想定されているため、大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、市内の被害状況把握等において、継続して防災情報の収集や国・府への伝達体制を確保する。</li> <li>・必要に応じ、災害対策本部において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。</li> <li>・あわせて、おおさか防災ネット・Lアラート等を活用するとともに、SNS等の市民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。</li> <li>・阪南市一斉情報配信サービスにて防災情報の配信を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内同報系・移動系デジタル防災行政無線や大阪府防災行政無線を活用し、防災情報システムを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制を確保</li> <li>○阪南市一斉情報配信サービスの運用を行う</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実</li> <li>○市内において、個別受信機の普及促進を行う</li> <li>○阪南市一斉情報配信サービスの加入促進を行う</li> </ul>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑬ 在住外国人への防災情報の提供 ※取組内容は1-1⑪に記載

施策番号	1-6 ⑭	担当課	危機管理課・まちの活力創造課
施策内容	外国人旅行者の安全確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、阪南市に観光等で来訪している外国人が身の安全を守る上で必要な情報等を多言語化し、滞在外国人に対して円滑に情報伝達できる体制を整える。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合防災マップの多言語版を市HPにて掲載(5カ国分)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する情報を多言語化したチラシを作成し、阪南市観光協会等を通じて配布する</li> </ul>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	1-6 ⑮	担当課	シティプロモーション推進課・危機管理課
施策内容	災害時の市民への広報対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に住民が行政からの情報を確実に受け取り、より安全に行動できるよう、平常時から防災意識が高まる広報活動の充実を図る。</li> <li>・阪南市一斉情報配信サービスにて防災・緊急情報の配信を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市から発信する防災情報を受けてとるべき行動や、大阪防災ネットエリアメール配信のイメージなどを周知し災害時に住民がより安全に行動できるように努めた。</li> <li>○阪南市一斉情報配信サービスの運用を行う</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市から発信する防災情報を受けてとるべき行動や、大阪防災ネットエリアメール配信のイメージなどをより分かりやすく周知し、災害時に住民がより安全に行動できるように努める。</li> <li>○各情報発信ツールを的確に運用することにより、継続して防災情報の収集・伝達体制の充実を図る</li> <li>○阪南市一斉情報配信サービスの加入促進を行う</li> </ul>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑯ 治水対策 ※取組内容は1-4②に記載

施策番号	1-6 ⑰	担当課	河川農水課
施策内容	河川の防災テレメーターの整備		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体である大阪府と連携し、河川テレメータ（水位計、監視カメラ等）の設置を推進する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内設置箇所 3か所(R1年度)</li> <li>○設置箇所等を大阪府及び関係機関と協議</li> </ul>		○要対策必要箇所全ての対策を完了	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1. 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策番号	2-1 ①	担当課	健康増進課
施策内容	医薬品、医療用資器材の供給		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するために、大阪府とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材等の確保体制を整備している。</li> <li>・市災害医療センターにおいては医薬品、医療用資器材を最低3日分備蓄している。</li> <li>・引き続き、医療関係機関と協力し、協定をもとに救命に関して必要である品目と量について、点検を行いながら、必要量を確保する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害拠点病院、市災害医療センター（阪南市民病院）等での備蓄</li> <li>○泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会との災害協定書締結（H29.3）</li> <li>○泉南薬剤師会との災害協定書締結（H26.7）</li> <li>○輸血用血液等の確保は、血液センターが大阪府と協議のうえ、適正在庫を確保している</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う</li> </ul>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ②	担当課	都市整備課・河川農水課・道路公園課・危機管理課
施策内容	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二阪和国道の複線化の早期実現を図り、広域緊急交通路等の通行機能を確保するため、国、府に働きかける。</li> <li>・地震発生後に、市内の各防災拠点との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路及び地域緊急交通路の通行機能を確保するため、阪南市橋梁長寿命化修繕計画を基に、橋梁の修繕及び耐震化について強化を図る。</li> <li>・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上を国、府及び関係機関等と連携の強化を図る。</li> <li>・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を大阪府と連携し整備する。</li> <li>・地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、広域緊急交通路及び地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市、岬町及び和歌山市の3団体で構成している第二阪和国道複線化連絡協議会において、第二阪和国道の複線化を国、府に対して要望している。</li> <li>○地域緊急交通路内にある橋梁 平成橋（箱作駅前線） 1号橋（石田桑畑線） 東鳥取12号橋（東鳥取246号線）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二阪和国道の複線化を国、府に対して引続き要望していく。</li> <li>○地域緊急交通路内にある橋梁の調査及び耐震化。</li> <li>○基幹的農道の整備を大阪府と連携し進める。</li> <li>○無電柱化の推進</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・新・大阪府地震防災アクションプラン45</li> </ul>	



施策番号	2-1 ③	担当課	道路公園課
施策内容	迅速な道路啓開の実施		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、指定緊急交通路の迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携し、道路啓開体制等の充実を図る。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○平成20年11月に大規模災害における応急復旧作業等に関する協定を締結（阪南市建設業協同組合）		○道路啓開体制等の更なる充実を図る	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ④	担当課	危機管理課
施策内容	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画上で、必要備蓄量の目標を達成するために、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。</li> <li>・集配体制については、避難所を運営する各団体等と協議や訓練を行い、各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを充実させていく。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○各備蓄物資の消費期限を鑑みて、計画的な備蓄を行う ○新型コロナウイルス感染症対策に応じた災害用備蓄品の購入(R2・3年度)		○必要備蓄量の目標を達成にむけての計画的な備蓄 ○避難所運営を担う関係者との避難所運営訓練	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

⑤ 市有建築物の耐震化 ※取組内容は1-1④に記載

施策番号	2-1 ⑥	担当課	危機管理課
施策内容	水道の早期復旧及び飲料水の確保		
取組み	<p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪広域水道企業団において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。</li> <li>・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。</li> </ul> <p>&lt;飲用水確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等の活用、市の備蓄及び協定に基づく大阪広域水道企業団内の備蓄水供給により確保に努める。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<p>○阪南水道工事業協同組合との間で「大規模災害における応急復旧作業等に関する協定」を締結(H21.2.25)</p> <p>○大阪広域水道企業団との間で「災害用備蓄水の保管及び館に関する覚書」を締結(H31.4.1)</p>		<p>○締結済の大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき横断的な訓練通じて連携強化を目指す</p>	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1 ⑦	担当課	危機管理課
施策内容	井戸水等による生活用水の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、地域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるように働きかける。</li> <li>・大阪府に府のホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び市民への情報提供を働きかける。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市内における災害時協力井戸数 20カ所(R4年度末現在)		<p>○災害時協力井戸の登録事業の促進</p> <p>○府のホームページによる事業周知及び登録情報の提供</p>	
関連計画			

施策番号	2-1⑧	担当課	道路公園課
施策内容	広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業		
取組み	・ 阪南市唯一の広域避難地に接続している地域緊急交通路である箱作駅前線の道路照明をLED化し、無停電装置を広域避難地である桃の木台中央公園に設置する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○箱作駅前線の道路照明のLED化 ○桃の木台中央公園に無停電装置を設置	
関連計画		・ 阪南市地域防災計画	

施策番号	2-1⑨	担当課	学校給食センター
施策内容	学校給食センター改修事業		
取組み	・ 学校給食センターの改修時に、災害対応として、災害時に炊き出しができる施設を検討する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○阪南市立学校給食センター改修事業発注者支援（CM）等業務委託について契約継続中（契約期間は令和6年度末まで）。改修に併せて災害時に炊き出しができる施設を検討する。		○令和5年度に学校給食センター改修に係る設計施工業者を決定し、令和6年度に改修工事を施工・竣工の予定とする。その際、学校施設環境改善交付金を活用する。また、非常時の炊き出しに活用可能な万能移動調理機としてコンロカートの導入を検討する。	
関連計画		・ 阪南市公共施設等総合管理計画 ・ 阪南市学校施設長寿命化個別計画	

## 2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

### ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

施策番号	2-2 ③	担当課	道路公園課
施策内容	道路防災対策		
取組み	・災害（地震・豪雨等）により道路法面の崩落や、橋梁の落下等で孤立集落をなくすため点検を進め、橋梁の修繕工事を行い、耐震化についても強化を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○各橋梁の状況 下川橋（平成29年度修繕工事完了） 2号橋（平成29年度修繕工事完了） 亀川橋（平成31年度修繕工事完了） 新衛橋（平成31年度修繕設計）		○各橋梁の今後の工事 東鳥取12号橋（修繕工事） 1号橋（修繕工事） さつき橋（修繕工事） 桐川橋（修繕工事）	
関連計画		・阪南市地域防災計画 ・阪南市橋梁長寿命化修繕計画	

④ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

2-3. 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防団の活動強化 ※取組内容は1-1⑨に記載

施策番号	2-3 ②	担当課	健康増進課
施策内容	中長期も含めた災害医療提供体制		
取組み	<p>&lt;災害発生時&gt;</p> <p>・市民病院内に病院長を本部長とする災害対策本部を設置し、施設の被害状況確認や入院患者への医療継続、医薬品等の確保など各班ごとに災害マニュアルに沿った対応を行う。</p> <p>&lt;中長期&gt;</p> <p>・市災害医療センターとして市災害対策本部と連携するとともに、災害の状況に応じて泉佐野泉南医師会と協力して医療班を編成し、医療救護活動を実施する。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●阪南市民病院災害マニュアル制定 (令和3年7月1日 改定) ※指定管理者による		○災害マニュアルの随時改訂 ○防災委員会を中心とした消防訓練や防災研修の実施、備蓄食料の更新などに継続的に取り組む	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	2-3 ③	担当課	危機管理課
施策内容	大規模災害時における受援力の向上		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。</li> <li>・阪南市受援計画を策定し、受援力の向上を図る。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○ヘリサイン整備箇所 (1箇所)		○小中学校のヘリサイン整備検討 ◆阪南市受援計画の策定(令和5年度)	

施策番号	2-3 ④	担当課	危機管理課
施策内容	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</li> <li>・また、国や府の動向を踏まえ、活動拠点の配置、運用の見直しを行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○市内における後方支援活動拠点を2カ所指定(R4年度末現在) ○市内における広域避難地を1カ所指定(R4年度末現在)		○広域避難地の検証	
関連計画			

⑤ 救命救急士の養成・能力向上 ※取組内容は1-1⑮に記載

#### 2-4. 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

② 医薬品、医療用資器材の供給 ※取組内容は2-1①に記載

## 2-5. 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足

施策番号	2-5 ①	担当課	危機管理課
施策内容	帰宅困難者対策		
取組み	<p>・本市は、大阪府、市内事業者、関係機関と連携して地震発生後に、帰宅困難者等の混乱が危惧される尾崎駅などの駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<p>○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知（大阪府、平成26年度）</p> <p>○災害時帰宅困難者支援ステーションの指定（1ヶ所）</p>		<p>○主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発</p>	
関連計画			

② 学校給食センター改修事業 ※取組内容は2-1⑨に記載

## 2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 病院・社会福祉施設の耐震化 ※取組内容は1-2③に記載

② 医薬品、医療用資器材の供給 ※取組内容は2-1①に記載

③ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

④ 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記

2-7. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策番号	2-7①	担当課	健康増進課
施策内容	被災地域の食品衛生監視活動		
取組み	・被災地域における食中毒の未然防止を図るため、泉佐野保健所の協力を得て食品取扱等についての啓発活動を行う。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○食中毒の講習会をR4年度実施した。		○食品衛生に関するリーフレットを配布し啓発活動を行う	
関連計画			

施策番号	2-7②	担当課	健康増進課
施策内容	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施		
取組み	・災害発生後に、被災地域における感染症の予防、拡大、環境の悪化を防止するため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、阪南市地域防災計画に準じて防疫活動を実施する。各関係機関に対しても同様の取組みを働きかけることにより、阪南市の公衆衛生の確保を図る。防疫活動の実施においては泉佐野泉南医師会、泉佐野保健所、大阪府に協力を得る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○地域防災計画等の検証及び必要に応じて見直し、防疫活動や保健活動を行うためのマニュアル等の作成	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載

④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	2-7 ⑤	担当課	資源対策課
施策内容	生活ごみの適正処理		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害廃棄物処理計画」で示している生活ごみの対応に基づき、災害時における収集ルートや収集日程の見直し等の検討を行う。また、災害時における泉南清掃工場の稼働等について、泉南市、泉南清掃事務組合と情報共有を図る。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○災害廃棄物処理計画の作成(令和元年度)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌や収集日程表を活用した、災害時における生活ごみの排出方法等の市民周知</li> <li>○「ごみの出し方マニュアル」の改訂</li> </ul>	
関連計画		・災害廃棄物処理計画	

施策番号	2-7 ⑥	担当課	生活環境課
施策内容	ご遺体の適切処置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。</li> <li>・災害時等を想定し、遺体袋を備蓄している。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●阪南市地域防災計画の修正(R5年度)		○引き続き、大阪府及び関係機関との相互連絡を密に行う	
関連計画		・阪南市地域防災計画	



### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1. 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

- ② 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

#### 3-2. 市役所機能の機能不全

- ① 防災情報の収集・伝達 ※取組内容は1-6⑫に記載

施策番号	3-2②	担当課	危機管理課
施策内容	メディアとの連携強化		
取組み	・地震発生時に防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、「Lアラート」等を活用し、メディアとの連携体制の充実強化を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○「Lアラート」を通じた連携体制を確保		○情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	
関連計画			

施策番号	3-2 ③	担当課	都市整備課・土木管理室・危機管理課
施策内容	復興計画策定の手順		
取組	<p>・本市は、被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、復興計画(注)の検討を進める。</p> <p>(注)復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成 検討	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・大阪府強靱化地域計画 3-3③</li> </ul>	

施策番号	3-2 ④	担当課	各部各課
施策内容	阪南市業務継続計画の改訂と運用		
取組	<p>・阪南市業務継続計画について、災害に関する最新知見なども踏まえ適宜見直しを実施し、災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。</p> <p>・BCPを基にした研修・訓練の実施などを通じ、業務継続マネジメントを推進する。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪南市業務継続計画の改訂 (令和4年度末)</li> <li>○阪南市業務継続計画事務担当者研修 (年に1回)</li> </ul>		⇒	
関連計画		・阪南市業務継続計画	

施策番号	3-2 ⑤	担当課	危機管理課
施策内容	市町村間の相互応援体制		
取組み	・地震発生時に、他市町村との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、市民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、市町村間の連携を強化する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○自治体間災害時相互応援協定締結数 18市町		○今後も府内・府外問わず自治体同士の災害時相互応援協定締結を推進していく	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	3-2 ⑥	担当課	危機管理課
施策内容	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ対策		
取組み	・災害対策本部等に係る業務にあたる職員が地震発生後に、迅速かつ確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○総合防災訓練の実施(R4年度) ○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所運営訓練の実施(R4年度) ○机上訓練(クロスロード訓練)の実施(R4年度)		○今後も継続的に訓練及び研修を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	3-2 ⑦	担当課	会計課
施策内容	発災後の緊急時における財務処理体制		
取組み	・地震発生後に、停電等が発生し、財務会計システムや関連システム等が停止した場合、仮設等代替処理による財務処理や迅速に復旧できる体制を構築する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○仮設等代替処理による財務処理や復旧体制の調査研究 ○財務会計データのバックアップ作成 (毎開庁日)		○仮設等代替処理による財務処理や復旧体制の構築 ○財務会計システム等関連業者や指定金融機関との情報共有・連携強化	
関連計画		・阪南市業務継続計画	

### 3-3. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策番号	3-3 ①	担当課	各部各課
施策内容	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行		
取 組	・円滑かつ迅速な復興に向けて、大阪府と特定大規模災害（注）における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る。  （注）特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン82	

#### 4.必要不可欠な情報通信機能は確保する

##### 4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達 ※取組内容は1-6⑫に記載
- ② 河川の防災テレメーターの整備 ※取組内容は1-6⑰に記載

##### 4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化 ※取組内容は3-2②に記載
- ② 災害時の市民への広報対策 ※取組内容は1-6⑮に記載

施策番号	4-2 ③	担当課	市民福祉課
施策内容	聴覚障がい者の方にFAXにより避難情報等を伝達		
取組み	・災害時、防災無線にて避難情報等の伝達が困難な聴覚障がい者の方に対して、FAX番号を登録していただき、防災無線の内容をFAXで伝達する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○市から発信する防災情報をFAXで伝達		○迅速に市から発信する防災無線の内容をFAXで伝達することによって、災害時に聴覚障がい者が適正に情報を把握し、安全に行動できるように努める	
関連計画		・阪南市障がい者基本計画	

## 5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1. サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

施策番号	5-1 ①	担当課	まちの活力創造課・危機管理課
施策内容	中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)		
取組み	・中小企業の防災・減災対策のため、阪南市商工会と連携し、経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するBCPの策定を支援する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●阪南市商工会と共同で本市の事業継続力強化支援計画を策定済み。		○阪南市商工会と連携したBCP策定の普及活動を行う ○大阪府と連携し、BCP等策定支援セミナーなどの周知を行う	
関連計画			

施策番号	5-1 ②	担当課	都市整備課
施策内容	幹線道路ネットワークの整備		
取組み	・尾崎駅において、駅周辺道路や駅前ロータリー、駅までのアクセス道路等の基盤整備を図ることにより、防災・減災対策の充実を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○尾崎駅周辺のまちづくりと整合を図りながら、道路等の配置を検討		⇒	
関連計画		・阪南市都市計画マスタープラン	

## 5-2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

施策番号	5-2①	担当課	危機管理課
施策内容	石油コンビナート防災対策		
取組み	・本市においては、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく特定事業者は該当しないが、近隣市町には対象となる事業所があるので、大阪府石油コンビナート等防災本部等を通して、防災対策の促進を働きかけていく。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○大阪府石油コンビナート等防災本部本部員		○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、大阪府石油コンビナート等防災本部等を通じ、取組みを促進	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	5-2②	担当課	生活環境課・危機管理課
施策内容	ライフラインの確保等		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者と協定締結等の連携に努める。</li> <li>・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府電気工事工業組合と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結(平成28年)</li> <li>○阪南市地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー等の導入を促進</li> <li>●災害時に避難所で電源として活用できる電気自動車及び可搬型給電器を整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン事業者と応急復旧の協定締結促進</li> <li>○災害対策本部等において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う</li> <li>○引き続き、再生可能エネルギー等の導入を促進する</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市地球温暖化対策実行計画</li> </ul>	

## 5-3. コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

#### 5-4. 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- ① 幹線道路ネットワークの整備 ※取組内容は5-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

#### 5-5. 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ① 発災後の緊急時における財務処理体制 ※取組内容は3-2⑦に記載

#### 5-6. 食料等の安定供給の停滞

施策番号	5-6①	担当課	河川農水課
施策内容	被災農地等の早期復旧支援		
取組み	・被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、大阪府と連携し、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○大阪府と連携し、被災した農業用施設の復旧支援に取り組んでいる		○大阪府と連携し被災した農地、農業用施設の復旧に向けた体制の再点検	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン77	



6.生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載
- ② ライフラインの確保等 ※取組内容は5-2②に記載

6-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保 ※取組内容は2-1⑥に記載
- ② 井戸水等による生活水の確保 ※取組内容は2-1⑦に記載

6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載
- ② 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	6-3③	担当課	生活環境課
施策内容	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。</li> <li>・公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿等収集運搬許可業者との連絡体制の構築</li> <li>●し尿等の収集運搬、防疫対策について、関係団体との協定を締結</li> <li>●災害時における仮設便所設置基数及び設置場所の設定</li> </ul>		○関係団体との連絡体制の維持・点検並びに協定の継続	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

- ④ 生活ごみの適正処理 ※取組内容は2-7⑤に記載
- ⑤ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載

#### 6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

- ② 鉄道施設の防災対策 ※取組内容は1-1⑬に記載

- ③ 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載

- ④ 道路防災対策 ※取組内容は2-2③に記載

- ⑤ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業

※取組内容は2-1⑧に記載

#### 6-5. 異常湧水等により用水の供給の途絶

施策番号	6-5 ①	担当課	危機管理課
施策内容	代替水源の確保		
取組み	・異常湧水等に対応し、水利調整による緊急水源の確保や、雨水・地下水等の有効活用による確保に努める。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○緊急水源の確保候補地を検討する	
関連計画			

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1. 市街地での大規模火災の発生

① 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容は1-1⑫に記載

② 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保

※取組内容は2-3④に記載

施策番号	7-1③	担当課	危機管理課
施策内容	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策		
取組み	・地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導するよう大阪府へ働きかける。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
—		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
		○事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進	
関連計画			

### 7-2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

② 防潮堤の津波浸水対策 ※取組内容は1-3①に記載

③ 樋門の耐震化等 ※取組内容は1-3②に記載

④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保

※取組内容は2-1②に記載

⑤ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策 ※取組内容は1-3⑩に記載

⑥ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業 ※取組内容は2-1⑧に記載

- ⑦ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の再整備 ※取組内容は1-3⑪に記載

### 7-3. 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路等の通行機能の確保 ※取組内容は2-1②に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ③ 広域避難地に接続する地域緊急交通路の道路照明の無停電事業 ※取組内容は2-1⑧に記載

### 7-4. ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策 ※取組内容は1-5①に記載
- ② 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載
- ③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載
- ④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

### 7-5. 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート防災対策 ※取組内容は5-2①に記載

施策番号	7-5②	担当課	生活環境課
施策内容	管理化学物質の適正管理		
取組み	・地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、関係法令等に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
●大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づいた化学物質管理計画書（環境リスク低減対策）の届出が必要な事業者はなし		○対象事業者がある場合、環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける	
関連計画			

施策番号	7-5 ③	担当課	生活環境課
施策内容	有害物質(石綿、PCB)の拡散防止対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿の飛散防止に関しては、大気汚染防止法に基づき、解体現場等において、必要な規制を行う。災害による緊急時には、大阪府が締結した「災害時における石綿測定調査に関する協定」を活用し、迅速に対応する。</li> <li>・PCBに関しては、公共施設の使用状況を確認し、適正に対応するよう、周知を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○立入時における解体業者等への周知、啓発活動の実施		○立入時における解体業者等への周知、啓発活動の実施 ○リーフレット等を活用した周知、啓発活動の実施 ○災害発生時の体制、対応手法の検討	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

## 7-6. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 山地災害対策 ※取組内容は1-5④に記載

## 7-7. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施策番号	7-7 ①	担当課	各部各課
施策内容	正しい情報発信		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、風評被害を防ぐため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
-		○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては、関係部局において情報収集に努めるとともに、対応策を検討する ○また、必要に応じ、災害対策本部や復興対策本部等において関係部局が協議して、対応策を検討する	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

## 8.地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策番号	8-1 ①	担当課	資源対策課
施策内容	災害廃棄物の適正処理		
取組み	<p>・大規模災害により発生する大量の災害廃棄物に対し、事前準備や災害時における収集・処理体制などの基本方針を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき、平時においても十分な準備と対策を進める。また、発災直後の初動対応が、その後の災害廃棄物処理の難易度に大きく影響することから、取り組むべき行動について整理する。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○災害廃棄物処理計画の作成（令和元年度）		○国の指針等を踏まえ、災害廃棄物処理計画の改定や見直しの実施	
関連計画		・災害廃棄物処理計画	

### 8-2. 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ② 阪南市業務継続計画の改訂と運用 ※取組内容は3-2④に記載

8-3. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策番号	8-3 ①	担当課	危機管理課
施策内容	避難所の確保と運営体制の確立		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。</li> <li>・スムーズな避難所の開設・運営に向けて策定した「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等を通じて、各種訓練等を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所52箇所(令和4年度末現在)</li> <li>○阪南市避難所運営マニュアル策定(平成28年)</li> <li>○避難所運営に関する訓練の実施2回(令和4年度)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所運営マニュアルの作成(令和2年度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○阪南市避難所運営マニュアルの改訂及び充実</li> <li>○各自主防災組織を対象に地域の実情に即した避難所運営マニュアル策定促進</li> <li>○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策に応じた避難所の確保・整備</li> </ul>	
関連計画			

施策番号	8-3 ②	担当課	市民福祉課・介護保険課・危機管理課
施策内容	福祉避難所の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者、高齢者の方等の要援護者の方が、通常の避難所で避難生活が困難な方に対して、福祉避難所を開設する。</li> <li>・災害発生時に居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所を確保する。</li> <li>・府と連携し民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。</li> <li>・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。</li> <li>・地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保する。</li> <li>・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○主に障がい福祉サービスを提供する日中系の事業所と特別養護老人ホームが市と協定を締結している（共生型：1か所、障がい：7か所、高齢：5か所） ○指定福祉避難所数 13か所		○避難生活が長期化する様なら、現時点では避難生活が困難であり、入所施設に福祉避難所の協定を推進していく ○福祉避難所開設・運営マニュアル作成 ○協定書等の見直し ○福祉関係事業者等との協定締結の検討 ○福祉避難所職員を対象とした各種訓練の実施	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪南市地域防災計画</li> <li>・阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画</li> <li>・阪南市障がい者基本計画</li> <li>・第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画</li> </ul>	



施策番号	8-3③	担当課	健康増進課
施策内容	被災者の心のケア対策		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD(注)に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制の確保に努め、こころのケア対策体制の充実を図る。</li> </ul> <p>(注)PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事(天災、事故、犯罪、虐待等)によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。</p>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健研修の受講</li> <li>○自殺対策研修を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○泉佐野保健所や関係機関と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制の確保に努める。</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪南市地域防災計画</li> <li>・ 大阪府強靱化地域計画 8-3③</li> </ul>	

施策番号	8-3④	担当課	健康増進課
施策内容	被災者の巡回健康相談等		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府と連携し、災害発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等においてや在宅の避難行動要支援者に対して、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施体制を確保する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府等が主催する市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加1回/年</li> <li>●巡回健康相談に使用する救急バッグを10個程度整備(R2年度末)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の保健師を対象とした、健康危機管理研修への参加(年1回以上)</li> </ul>	
関連計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阪南市地域防災計画</li> <li>・ 大阪府強靱化地域計画 8-3④</li> </ul>	

施策番号	8-3⑤	担当課	市民福祉課
施策内容	災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保		
取組み	・長期にわたる避難生活等「二次被害（生活機能の低下や要介護度の重度化など）」を未然に防止するため、災害時要配慮者（高齢者や障がい者・児、子ども等）へ福祉支援活動を行う「大阪府福祉チーム（大阪DWAT）」へ派遣要請する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
—		○大規模な災害等の被災状況に応じて、大阪府に「大阪府福祉チーム（大阪DWAT）」へ派遣を要請する	
関連計画			

施策番号	8-3⑥	担当課	生活環境課
施策内容	愛護動物の救護		
取組み	・地震発生後に、飼い主がわからない不詳動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、他市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、連携を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○飼犬登録による飼養者の把握と、飼養者責任の周知に努めている		○ペットの飼養者に対して普段からペットのための備蓄品の用意や災害時の避難方法について啓発活動を行う	
関連計画			

施策番号	8-3⑦	担当課	市民福祉課
施策内容	災害ボランティア対策		
取組み	・平成30年9月の台風21号の被災により、同年9月7日～9月24日まで、阪南市社会福祉協議会が阪南市災害ボランティアセンターを開設した。以降、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターに関する協定について協議し、令和元年10月1日協定を締結した。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○令和元年10月1日に市と阪南市社会福祉協議会とで、災害ボランティアセンターに関する協定を締結した		○社会福祉協議会と連携しながら、災害ボランティアの確保とスキルアップを図り、被災時には速やかに派遣可能な体制を構築していく	
関連計画		・阪南市地域防災計画	

施策番号	8-3 ⑧	担当課	危機管理課・都市整備課・生活支援課
施策内容	応急仮設住宅の早期供給体制の整備		
取組み	・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について大阪府と連携して建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○応急仮設住宅候補地(1箇所)		○応急仮設住宅確保のための体制整備	
関連計画		・阪南市地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画 8-3 ⑧	

施策番号	8-3 ⑨	担当課	危機管理課
施策内容	住宅関連情報の提供		
取組み	・被災者が安定した生活を送れるよう民間賃貸住宅の状況、大阪府の住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○大阪府版被災住宅無利子融資制度の啓発		○大阪府と連携し、住宅関連情報の提供体制の整備	
関連計画			

⑩ 被災農地等の早期復旧支援

※取組内容は5-6 ①に記載

施策番号	8-3 ⑪	担当課	危機管理課・生活環境課
施策内容	被災者の生活再建のための措置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は、地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援について、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。</li> <li>・雇用機会の確保のため、国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加</li> <li>○求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク・泉州地域若者サポートステーション等関係機関と連携しながら、地域就労支援事業を行っている</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者への適切な支援を講じるための連携・協力体制の確保、点検</li> <li>○被災者の雇用機会の確保に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検</li> </ul>	
関連計画			

施策番号	8-3 ⑫	担当課	まちの活力創造課・河川農水課
施策内容	地域の中小企業者等の事業再開のための措置		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等の被害状況の把握のため、関係機関と協力体制を構築し、大阪府の制度融資等の周知の適切な措置を講じる。</li> <li>・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、大阪府と連携し、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標	
		2023～2029年度 (令和5～11年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災後24時間以内に大阪府商工労働部、阪南市商工会と中小企業者等の被害状況の共有を行う体制を構築している</li> <li>○制度融資等のウェブサイト等での周知</li> <li>○大阪府と連携し関係団体等に対し、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度について周知している</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業者の早期復興のための連絡ルートの確保、点検</li> <li>○大阪府と連携し被災者支援に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検</li> </ul>	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン78	

⑬ 復興計画策定の手順

※取組内容は3-2③に記載

施策番号	8-3 ⑭	担当課	生活環境課
施策内容	発災時における地域の安全の確保		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉南警察署と連携し、地震発生後に懸念される各種犯罪の予防に努める。</li> <li>・ 被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○泉南警察署と連携し、平素から各種犯罪の予防に努めている		○引き続き泉南警察署と連携し、各種犯罪の予防に努める	
関連計画			

施策番号	8-3 ⑮	担当課	危機管理課・教育総務課
施策内容	避難所としての学校体育館の防災機能強化		
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また南海トラフ地震や直下型地震等の発生も切迫していることに鑑み、災害時の避難所として学校体育館の空調整備・トイレ改修等の防災機能強化を進める</li> </ul>		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○令和5年度から空調方式・財源等を検討を開始しているが、財政状況を踏まえ、引き続きイニシャルスト・ランニングコストの検討を行う。		<p>◆国が取り組み促進する体育館の空調設備の導入検討や、トイレ改修等の災害時の避難所としての機能強化について、関係する各課と調整を行い事業化に向け取り組む。</p>	
関連計画		・ 阪南市学校施設長寿命化個別計画	

#### 8-4. 鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容は2-1③に記載
- ② 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載
- ③ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載

④ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載

施策番号	8-4⑤	担当課	危機管理課
施策内容	復旧資材の調達・確保対策		
取組み	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○大阪府が関係団体等協定を締結		○広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立	
関連計画			

施策番号	8-4⑥	担当課	河川農水課
施策内容	地籍調査の推進		
取組み	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を大阪府と連携し検討する。		
現状 (令和5年3月31日時点)		目 標 2023～2029年度 (令和5～11年度)	
○地籍調査 事業休止中		○地籍調査事業の再開を目指す	
関連計画		・新・大阪府地震防災アクションプラン84 ・大阪府地籍調査促進戦略	

⑦ 復興計画策定の手順 ※取組内容は3-2③に記載

8-5. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 防潮堤の津波浸水対策 ※取組内容は1-3①に記載

② 樋門・門扉の耐震化等 ※取組内容は1-3②に記載

③ 長期冠水の早期解消に向けた対策 ※取組内容は1-4①に記載

- ④ 樋門機能の高度化 ※取組内容は1-3③に記載
- ⑤ 津波防御施設の閉鎖体制 ※取組内容は1-3⑨に記載
- ⑥ 治水対策 ※取組内容は1-4②に記載
- ⑦ 施設の老朽化対策 ※取組内容は1-4③に記載
- ⑧ 下水道施設の耐震化等 ※取組内容は1-5⑦に記載
- ⑨ 下水道機能の早期確保 ※取組内容は1-4④に記載
- ⑩ 高潮特別警報による防潮堤倒壊に対する対策 ※取組内容は1-3⑩に記載
- ⑪ 災害時の船の緊急避難や海上輸送が必要となった時の物流拠点としての尾崎港の  
再整備 ※取組内容は1-3⑪に記載